静岡県若年性認知症ジョブサポート支援事業

**《令和元年度募集要項》**

(若年性認知症デイサービス就労メニュー考案)

事業者募集要項

**１　募集概要**

**（１）事業の目的**

若年性認知症の人の社会参加を促進するため、介護保険等における通所介護等（以下「デイサービス」という。）における働く場(軽作業)の就労メニューを考案する事業を実施し、事業の成果を周知・広報することにより、同様の取組を県内に普及する。

**（２）事業の実施方法**

静岡県内の通所介護事業所等を対象に、デイサービスにおける若年性認知症向け就労メニューを考案する事業者を募集し、その中から委託する事業者を選定する。

**（３）委託業務の内容**

別添「若年性認知症の人の働く場（軽作業）協力企業一覧表」に記載されている企業等に対し、以下の業務を実施すること。

ア　企業訪問

　(ア)　協力企業一覧表掲載企業訪問

県がアンケート調査に基づき作成した「若年性認知症の人の働く場（軽作業）協力企業一覧表」に記載されている企業のうち、該当地区にある企業を訪問し、若年性認知症の人の特徴、デイサービスの仕組み等について説明するとともに、若年性認知症の人向けの働く場（軽作業）について、情報収集（情報提供）を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 地　区 | 対象市町 |
| 静岡地区 | 静岡市 |
| 浜松地区 | 浜松市、湖西市 |
| 沼津地区 | 沼津市、三島市、長泉町、清水町 |

1. 地域性等を考慮した企業訪問

本事業を受託する事業者が、地域性等を考慮して独自に選定した企業を訪問し、若年性認知症の人の特徴、デイサービスの仕組み等について説明するとともに、若年性認知症の人向けの働く場（軽作業）について、情報収集（情報提供）を行う。

なお、訪問に際して、県が訪問先企業に対して事前に連絡することはできる。

　　（ウ）訪問件数

　　　　　上記ア（ア）及び（イ）の企業併せて10社以上を訪問すること。

　　　　　なお、訪問企業については、県と協議の上、決定する。

　　イ　情報提供を受けた働く場（軽作業）の分析

訪問した企業等から情報提供及び情報収集した若年性認知症の人の働く場（軽作業）等について、作業方法、作業時間、作業場所など若年性認知症の人が利用できるデイサービスメニューとして実施可能か検証し、実施可能と考えられるものは、就労メニューとして考案すること。

　　ウ　事業実施報告

県が令和２年３月頃実施する事業報告会（県内２か所）において、事業成果の発表を行うこと。

エ　打ち合わせ等への参加

上記ア～ウを実施するに当たり、県長寿政策課が実施する打合せに参加すること。

**（４）募集する事業者数**

　　　概ね３事業所（静岡地区、浜松地区、沼津地区　各１事業所）

**（５）募集申込受付期間**

令和元年８月13日（火）～令和元年９月12日（木）

**（６）事業実施期間（予定）**

令和元年10月１日（火）～令和２年３月25日（月）

**２　応募資格**

以下の（１）及び（２）のいずれの要件を満たすものとする。

**（１） 静岡県内に事業所があり、次に掲げる者**

アンケート実施地区（静岡地区、浜松地区、沼津地区）において、介護保険法による通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護の指定を受けた者

＊静岡地区（静岡市）、浜松地区（浜松市、湖西市）、沼津地区（沼津市、

三島市、長泉町、清水町）

**（２）次のすべての要件を満たす者**

ア　現に行っている又はこれまでに行ったデイサービスにおいて、若年性認知症又は認知症の人の利用があったデイサービスを実施したことがある者

イ　上記１（３）の業務内容を実施できる者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員またはそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

**３　事業の実施体制・職員の配置等**

本事業を実施するに当たり若年性認知症、認知症及びデイサービスにつ

いて知識を有する職員を配置すること。

　**４　事業実施説明会**

　　　本事業に関して、次の日程で事業説明会を実施するので、参加を希望する場合は、別添「参加申込書」により令和元年８月23日（金）までに長寿政策課に申込みをすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 日　時 | 会　場 |
| 西部会場 | 令和元年８月29日(木）10:30～12:00 | 静岡県浜松総合庁舎　１Ｆ大会議室　定員　50名 |
| 中部会場 | 令和元年８月29日(木）15:00～16:30 | 静岡県総合社会福祉会館　１Ｆ103会議室定員　50名 |
| 東部会場 | 令和元年９月３日（火）14:30～16:00 | 静岡県東部総合庁舎　別館５Ｆ第８会議室　定員　50名 |
| 対象者 | 介護保険法による通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者。市町行政、地域包括支援センター職員。 |

**５　今後のスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 日　程 | 内　容 |
| 令和元年８月13日（火）～９月12日（木） | 募集申込受付 |
| 令和元年８月29日(木)、９月３ 日(火) | 事業実施説明会 |
| 令和元年９月中旬 | 事業者選定 |
| 令和元年９月下旬 | 業務委託契約 |
| 令和元年10月１日（火） | 事業開始 |

**６　事業実施に基づく経費等について**

**（１）委託対象経費**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 委託費上限額 |
| 協力企業等への訪問及び就労メニューを考案する経費として、人件費、旅費、報償費、需用費、使用料、備品購入費。ただし、デイサービス実施中の経費は除く。 | １事業者当たり３３０千円 |

**（２）委託費の支払い**

委託事業の支払いは、原則として委託事業終了後の精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いとすることができる。

**７　応募手続**

**（１）応募書類の提出**

応募者は、所定の提出書類を作成の上、期日までに提出すること。

提出書類：静岡県若年性認知症ジョブサポート支援事業計画協議関係

（様式第１号、別紙１、２）

提出方法：郵送（必着）または持参

提出期限：令和元年９月12日（木）17時

**（２）提出先（問合せ先）**

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町９番６号

担当：静岡県健康福祉部長寿政策課介護予防班　三門、渡邉

TEL：054-221-2336　　FAX：054-221-2142

メール：chouju@pref.shizuoka.lg.jp

**（３）応募に関する留意事項**

ア　応募書類の作成費等、当該応募にかかる経費はすべて応募者の負担とする。

イ　提出物については、審査結果にかかわらず返却はしない。

ウ　経費については令和元年10月1日から令和２年３月25日にかかる見込金額を記載すること。

**８　審査・決定に関する事項**

**（１）審査・決定方法**

提出された応募書類等について、①デイサービスにおける認知症及び若年性認知症利用者の受入実績、②本事業における支援体制状況、③委託事業終了後における若年性認知症向けデイサービスの継続性、④予算内容の適正性等を審査し、予算の範囲内で事業者を決定する。

審査に当たり、事業計画内容について質問を行う場合がある。

**（２）通知**

　審査結果（採択、不採択）については、令和元年９月中旬頃、応募者全員に文書にて通知する。

**（３）事業委託契約**

採択決定後、静岡県若年性認知症ジョブサポート支援事業委託契約を締結する。

**（４）事業者の義務（事業委託契約後）**

静岡県若年性認知症ジョブサポート支援事業委託契約に基づいて実施することとし、特に以下のことに注意すること。

ア　事前承認

事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、事前に知事の承認が必要となる。

イ　調査及び指導等

知事は必要があるときは、報告をさせたり、調査及び指導を行うことができる。

ウ　実績報告

事業終了後、速やかに実績報告書を提出する。

エ　証拠書類の保存

経費等の証拠書類は整理し、終了後５年間保存する必要がある。

**９　その他留意事項**

事業で考案した就労メニューは、今後、静岡県内での若年性認知症デイサービスの普及・啓発に向けて利用する。

また、事業報告会などで作成した冊子などの成果物に関する著作権は、静岡県に帰属するものとし、静岡県が行う研修や広報等の施策での活用を妨げないものとする。